

北秋田市告示第 42 号

北秋田市省力化・生産性向上投資応援補助金交付要領を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市省力化・生産性向上投資応援補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている商工業事業者並びに農林業事業者（以下「事業者」という。）の売り上げ拡大や生産性向上を後押しすることを目的とし、事業者が取り組む省力化及び生産性向上事業に対し、予算の範囲内において北秋田市省力化・生産性向上投資応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、北秋田市補助金等交付要綱（平成 17 年北秋田市告示第 22 号。以下「交付要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業事業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）に規定するものであることをいう。
- (2) 農林業事業者 本市において農畜産業又は林業を営む個人及び法人をいう。
- (3) 事業所等 中小企業者が事業のための占有施設として所有又は賃借している市内に所在する事業所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。

(補助の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 北秋田市（以下「市」という。）に主たる事業所等を有する事業者又は市の住民基本台帳に記載されている個人事業主で、市内で事業を営むもの（農業者省力化・生産性向上投資事業については認定農業者及び認定新規就農者に限る。）であるこ

と。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる営業並びに同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団等の反社会的勢力でないこと。

(5) 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条に規定する政治団体でないこと。

(6) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体及び同法第 4 条に規定する宗教法人でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものを補助金の交付対象とすることができる。

(補助対象事業、対象経費及び補助率等)

第 4 条 補助の対象となる事業、経費及び補助率等は、別表に掲げるものとする。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない額により算定するものとする。

3 次に掲げる事業は、補助の交付対象としない。

(1) 親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に補助対象事業に係る業務等を依頼するもの

(2) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業であるもの

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付要綱様式第 1 号に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 1 号、ただし農業事業者にあつては様式第 2 号)

(2) 収支予算書(様式第 3 号)

(3) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(4) 国又は県並びに市町村等で実施している補助制度等の交付を受けている場合はその内容を確認できる書類

(5) 誓約書(様式第 4 号)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、交付することが適当と認めたときは、交付要綱様式第2号により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者が補助事業を完了したときは、速やかに交付要綱様式第4号に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業完了報告(様式第6号、ただし農業事業者にあつては様式第7号)

(2) 収支精算書(様式第8号)

(3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し及びその内訳が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(財産の管理及び処分)

第8条 申請者は、事業が完了した後も、当該事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産を補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

3 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に規定する耐用年数によるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産等を処分しようとするときは、財産処分申請書(様式第9号)により、市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、承認することが適当と認めたときは財産処分承認通知書(様式第10号)によりその結果を通知するものとする。

6 市長は、前項の承認をした申請者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させ

ることができるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年3月4日から適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業	商工業事業者	<p>市内商工業事業者が機器・IT ツール等を活用し、省力化・省人化に取り組む以下の事業</p> <p>■機器の導入 産業用ドローン、自動精算機、自動券売機など</p> <p>■ITツールの導入 クラウド会計ソフト、顧客管理ソフト、業務自動化ソフトなど</p> <p>■システムの導入 注文・会計システム、電話対応システム、ノーコードツールなど</p>
	農業事業者	<p>市内農業事業者がロボット技術やICT技術を活用し、省力化、生産性・効率性向上に取り組む事業</p>
	林業事業者	<p>市内林業事業者がロボット技術やICT技術を活用し、林業の効率化、生産性・安全性向上に取り組む事業</p>
補助対象経費	<p>1 上記事業を実施するために必要な製品又は設備（※1、※2）の導入費用</p> <p>※1 商工業事業者の補助対象経費となるものは、別に定める製品分類リストに含まれる省力化・省人化に資する機器・IT ツール等であること。</p> <p>※2 農林業事業者の補助対象経費となるものは、農林水産省の定めるスマート農業技術カタログに含まれる製品及び林野庁が発行するスマート林業実践マニュアルに沿った製品であること。また、環境負荷低減のため、「秋田県特別栽培農産物認証基準」に対し、化学肥料及び化学合成農薬の使用量が5割低減となる機械導入も含むものとする。</p> <p>2 補助対象経費から除外する経費。</p> <p>(1) 汎用性の高いハードウェア製品（PC、タブレット端末、スマートフォン、固定電話、カメラ、コピー機、読み取り機器等）のみの購入費</p> <p>(2) 国又は県及び市町村等が目的を指定して支出する他の補助制度と補助対象経費が重複しているもの</p>	
補助率	<p>補助率 対象経費の2分の1以内</p> <p>補助額 5万円以上100万円以下</p>	